

## 平成 24 年度電力卸供給入札募集要綱の概要について

### 1 . 入札実施スケジュール

11月5日	入札募集実施の公表
11月13日	入札募集要綱案(見直し前)を公表 入札募集要綱案(見直し前)に関する事前説明会を開催 入札募集要綱案(見直し前)に対する意見募集(RFC)を開始(11/13~11/27)
12月13日	意見募集(RFC)結果を公表、入札募集要綱案(見直し後)を確定 火力電源入札ワーキンググループ(以下「火力電源入札WG」)へ入札募集要綱案を提出
12月14日	第1回火力電源入札WG開催
2月15日	入札説明会開催
2月15日 ~5月24日	入札募集期間
6月下旬	落札候補者決定 火力電源入札WGへ評価報告書案を提出、火力電源入札WGによる確認
7月下旬	落札者決定

\*スケジュールは変更となる場合があります。

### 2 . 入札募集要綱の概要

#### (1) 募集規模と供給開始時期

○平成31年6月から平成33年6月の間に供給開始する260万kWを一括募集します。

#### (2) 募集する電源タイプ

○年間契約基準利用率が70%~80%のベース電源とします。

\*事業者に1%単位で選択していただきます。

\*既設設備、当社供給区域外からの供給、発生電力の一部による応札、複数の電源を集約して一体的に取り扱うアグリゲーションによる応札も可能とします。

### 3 . 応札にあたり満たすべき主な条件

#### (1) 上限価格

○入札価格は電源対応とし、これに応札者があらかじめ知ることができるCO2対策コストおよび需要地近接性評価を加算・減算した判定価格が上限価格(9.53円/kWh)を下回ることにします。

上限価格	=	発電単価	+	電源線等工事費 (特定負担分)	+	CO <sub>2</sub> 対策コスト
↓						
比較						
↑						
判定価格	=	$\frac{\text{入札価格} \pm \text{CO}_2\text{対策コスト}^{*1} - \text{需要地近接性評価}^{*2}}{(1 - \text{事業税率}^{*3})}$				
*1 当社がCO2排出係数の調整を行う場合。						
*2 需要地近接性評価：埼玉県、東京都、神奈川県、山梨県、静岡県(富士川以東)に発電設備が立地する場合に0.32円/kWhを差し引きます。						
*3 事業税率は、1.282%とします。						

(2) 契約供給期間

- 原則 15 年間とします ( 10 ~ 30 年間の範囲で選択可能 )。

(3) 技術的信頼性

- 応札者が発電実績を有すること、または発電実績がある者の技術支援があることとします。

(4) 利用率変動許容性

- 年間利用率が年間通告利用率から ± 10% まで調整可能であることとします。

(5) 遵守すべき基準

- 発電設備は、電気事業法、環境関連諸法令等の発電事業に関連する諸法令、技術基準等を遵守していただきます。

(6) 系統アクセス

- 応札にあたり、発電設備を系統に連系する場合の接続検討および系統連系に関する暫定申込みが必要となります。

接続検討期間は原則 3 ヶ月以内で、所要工期、工事費負担金額などを回答します。

(7) 契約最大電力

- 契約供給期間を通じて常時供給可能な最大電力で、1,000kW 以上とします。

4 . 入札価格の算定

- 入札価格は、契約供給期間で均等化した単価を算定してください。
- 毎年度の費用を資本費、運転維持費、燃料本体費 ( CIF 価格連動分 ) および燃料関係諸経費 ( CIF 価格非連動分 ) の別に、可能な限り実際のコストにもとづくように設定してください。
- 燃料費は、平成 23 年 8 月から平成 24 年 7 月の実績平均値を基準として算定してください。なお、当該期間における燃料種毎の全日本通関 C I F 価格は以下のとおりです。
  - ・石炭 ( 一般炭 ) ... 11,167 円/t
  - ・原油 ( 原油・粗油 ) ... 57,010 円/kl
  - ・液化天然ガス ... 68,488 円/t
- 系統アクセス費用のうち電源線等工事費 ( 応札者の特定負担分 ) については、入札価格に含めてください。
- 二酸化炭素排出係数は、基準排出係数 ( 0.000559t-CO<sub>2</sub>/kWh ) に調整していただきます。
  - ・ 応札者で二酸化炭素排出係数の調整を実施する方法を選択される場合は、調整に要する費用を入札価格に含めてください。
  - ・ 当社で二酸化炭素排出係数の調整を実施する方法を選択される場合は、評価過程でのみ適用するため入札価格に含める必要はありません。
- 入札価格の算定においては、運転維持費、可変費 ( 燃料本体費および燃料関係諸経費 ) の適用エスカレーションは 0 % とします。なお、受給開始後の料金支払い時には、入札時に申し出た合成比率を用いて、運転維持費と可変費を物価等により調整します。

5 . 応募方法

- 1 通の入札書類ごとに封緘、封印のうえ、期日までに持参してください。

## 6. 評価方法と落札者の決定

### (1) 落札候補者の選定

- 以下の算式（当社エリア内の場合）で評価価格を算定し、安価なものから順位付けを行います。

評価価格 (円/kWh)	=	判定価格	+	電源線等以外工事費 (一般負担分)	当社エリア外の場合、振替供給に伴う料金、損失率を加味
-----------------	---	------	---	----------------------	----------------------------

- 評価価格が同値の場合、以下の非価格要素を考慮し順位を決定します。
  - 周波数調整機能を具備するもの
  - 環境枠有りまたは地元自治体同意済みのもの
  - 判定価格の固定費・可変費のいずれもが上限価格の固定費・可変費を下回る
  - 平成 31 年 6 月から平成 33 年 6 月のうち営業運転開始が早いもの
  - ～ を考慮してなお順位が決定しない場合、計画の確実性等を総合的に判断

この順に考慮

- 順位が上位のものから累計し、募集規模 260 万 kW に達する応札者までを落札候補者として選定します。ただし、260 万 kW に達する最後の応札者を加えた場合に 300 万 kW を超える場合、最後の応札者は落札候補者としません。

#### 順当に当選する場合

#### 260万kWを超える事業者で上限以上となる場合

順位	応札者	夏季出力 (33 最大電力)	累計規模	順位	応札者	夏季出力 (33 最大電力)	累計規模
1	A 社	7 0 万kW	7 0 万kW	1	A 社	6 0 万kW	6 0 万kW
2	B 社	4 5 万kW	1 1 5 万kW	2	B 社	4 0 万kW	1 0 0 万kW
3	C 社	1 0 0 万kW	2 1 5 万kW	3	C 社	5 5 万kW	1 5 5 万kW
4	D 社	5 0 万kW	2 6 5 万kW	4	D 社	1 0 0 万kW	2 5 5 万kW
5	E 社	3 0 万kW	×2 9 5 万kW	5	E 社	7 0 万kW	×3 2 5 万kW
6	F 社	6 0 万kW	-	6	F 社	3 0 万kW	-

### (2) 落札者の決定

- 落札候補者選定後、当社は評価報告書案を火力電源入札WGに提出し、同WGが入札募集要綱にもとづいた評価を行っていることを認めた場合には、落札者として決定します。
- 当社は、落札者と標準契約書にもとづき協議し、協議が整った場合に契約締結します。

## 7. 主な契約条件

### (1) 受給料金

- 基本料金と電力量料金の二部料金制とします。
  - 基本料金：資本費と運転維持費の合計とします。
    - ・資本費...入札時の年度別価格で固定します（年額の 1/12 を毎月支払う）。
    - ・運転維持費...毎年の実績物価上昇率（一人あたり雇用者報酬指数 = CEI、企業物価指数 = CGPI、消費者物価指数 = CPI）にもとづき調整します。

電力量料金：実績受給電力量に次の可変費単価を乗じて算定します。

- ・第1種料金単価...調整後燃料費（通告分対応電力）
  - ・第2種料金単価...第1種料金単価×0.75（契約最大電力で通告時の超過電力）
  - ・第3種料金単価...第1種料金単価×0.5（契約最大電力以外で通告時の超過電力）
- \* 許容バンド：契約最大電力の3%以内は通告分と見なします。  
\* 可変費のうちCIF連動分は燃料費調整を、CIF非連動分は物価調整を行います。

## (2) 通告未達分や事故停止時の扱い

### 通告未達割戻料金

- ・運転中に自家消費の変動等により、当社の通告電力量に対し未達が生じた場合、通告未達電力量に基本料金単価（基本料金÷年間契約基準電力量）の2倍を乗じた額を当該月の基本料金から割り戻します。
- \* 許容バンド：契約最大電力の3%以内は免責とします。

### 停電割戻料金

- ・運転中の事故等により、発電の全部又は一部を停止した場合は、発生から2時間の停電電力量(通告 - 実績電力量)に基本料金単価の1.5倍を乗じた額を当該月の基本料金から割り戻します。

### 超過停止割戻料金

- ・ の場合を除き運転中の事故等により、計画停止以外に停止した場合、停止電力量（通告 - 実績電力量）を累積し、許容枠（年間契約基準電力量の5%）を超過した電力量に基本料金単価を乗じた額を年度末月に割り戻します。

### 年間未達通告補償料金

- ・ 電力需給上等の事由により、当社の年間通告電力量が年間計画電力量に対し許容枠（契約最大電力に8,760時間に乗じた値の10%に相当する電力量）を超えて未達となった場合、その未達電力量に第1種料金単価を乗じた額を年度末月に補償します。

\* については公害規制発令時等は免責とし、 については天変地異等やむを得ない場合は免責とします。

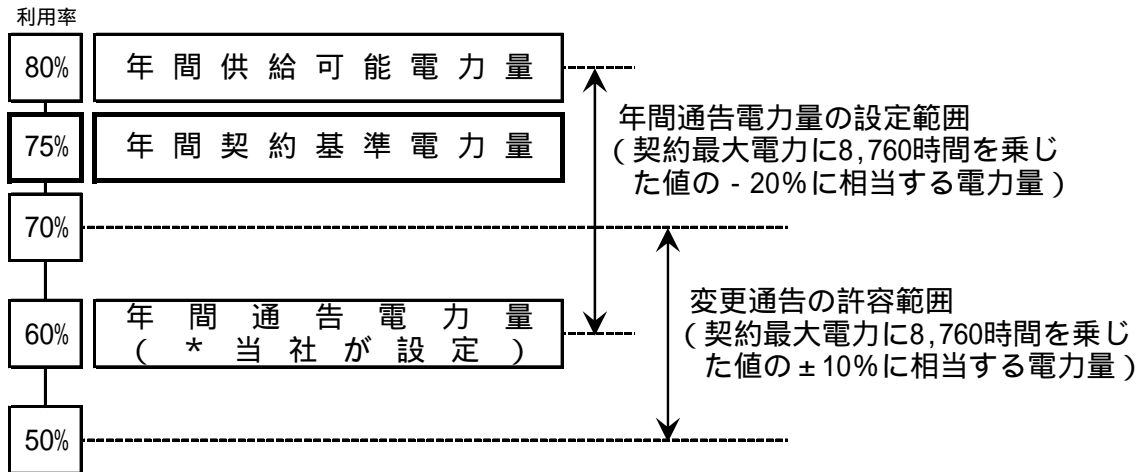
## (3) 試運転電力

- 原則として、当社が第1種料金単価相当で購入します。

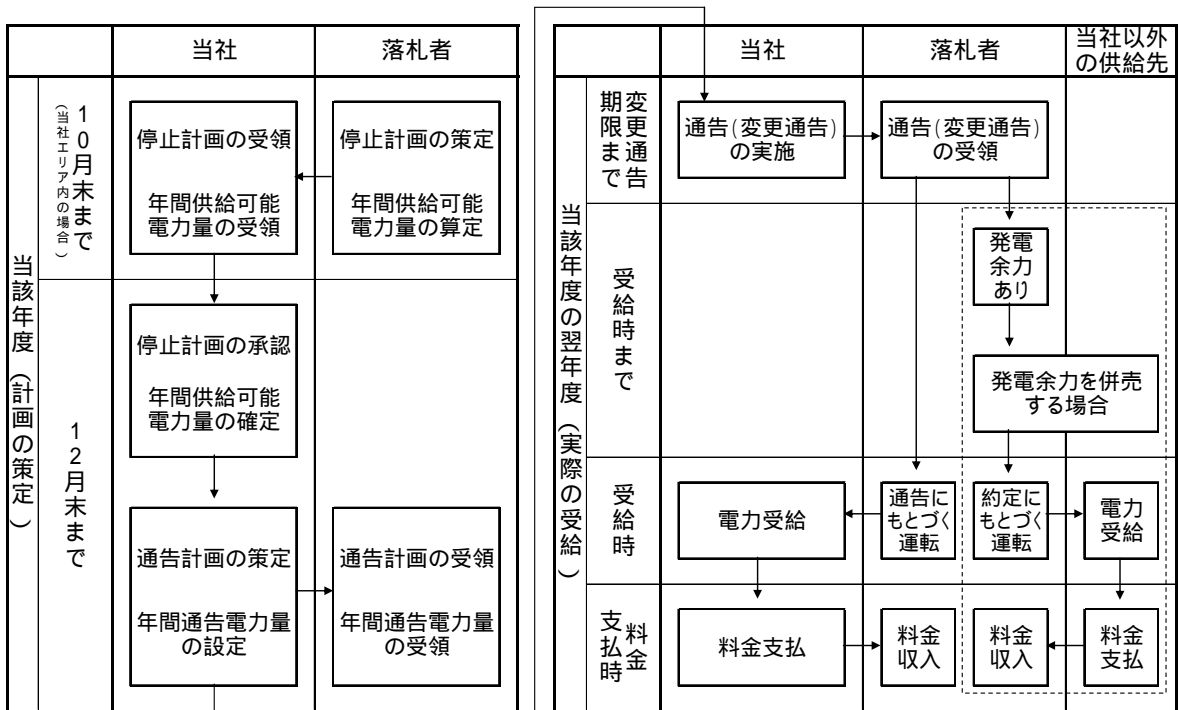
## (4) 通告運用と変更通告

- 当社は、原則として落札者が当社へ供給可能な年間電力量（年間供給可能電力量）にもとづき、当社から落札者に通告する年間電力量（年間通告電力量）を設定します。
- ただし、当社は、低廉な電気料金実現のために、電力の需給・設備状況及びIPP電源の経済性等を考慮し、年間供給可能電力量から契約最大電力に8,760時間に乗じた値の20%に相当する電力量を限度として減じた範囲で、年間通告電力量を設定します。当社は、年間供給可能電力量を下回る年間通告電力量を設定する場合、その理由を説明します。
- なお、当社はこれにともなう発電効率の低下に対する補正を行うものとし、補正の内容については、落札者との協議により定めるものといたします。

【参考例：当社通告の範囲について】



【参考例：フロー】



(5) 発電余力の活用

- 当社が、契約最大電力に相当する電力量を下回るように通告電力量を設定した場合、落札者はその差分について余力活用（新電力や取引所への販売等）が可能です。
- \*余力活用時の扱いは、「卸・IPP 電源の発電余力活用の具体的スキームについて（平成 23 年 11 月資源エネルギー庁）」にもとづきます。

(6) 契約保証金

- 契約履行の担保として、契約最大電力 1 kW あたり 5,000 円を預託していただきます。
- 契約どおり運転開始した場合は、銀行預金利率相当の利息を付し返却します。
- 銀行の保証書等を提出する場合は、契約保証金の預託に代えることができます。

## (7) 供給開始年月の変更

- 営業運転開始日は双方とも事前に文書で申し出て、繰延べ1日ごとに契約最大電力1kWにつき13.70円を補償することで、繰延べ可能です(繰り延べ期間は原則1年以内)。

### [ 免責事由 ]

- ・ 双方、天変地異等の事由による場合。
- ・ 環境影響評価の結果、京都議定書目標達成計画(後継計画を含む)との整合が原因で発電所の建設が認められない場合。
- ・ 現時点でB A T (Best Available Technology)の仕様・基準が明確に示されていないことから、環境影響評価の結果、B A Tが適用されていないとして、発電所の建設が認められない場合。
- ・ 落札者の責めとならない地域事情等の事由で発電所の運転開始が遅延する場合、契約締結後1年以内の申し出の場合。
- ・ 当社の責めとならない用地事情等の事由でアクセス線の建設が遅延する場合、契約締結後1年以内(又は地元同意後1年以内)の申し出の場合。

## (8) 契約の解約

- 双方、やむを得ない事情が生じた場合は、事前に文書で申し出て、以下を補償することにより契約を解約できます。

### 営業運転開始前の解約

- ・ 落札者事由の場合は、当社は契約保証金を違約金として受領します。また、システムアクセス設備の工事に要した費用及び撤去費用の実費を当社に補償していただきます。
- ・ 当社事由の場合は、解約により通常生ずべき落札者の損失を補償します。  
\* 免責事由は「供給開始年月の変更」の場合と同様です。

### 営業運転開始後の解約

- ・ 落札者事由の場合は、次のa.b.c.の合計額を補償していただきます。
  - a. 解約時点までの受給価格と入札価格(均等化価格)との差額 [ 精算額 ]
  - b. システムアクセス設備の残存簿価及び撤去費用 [ 実費補償額 ]
  - c. 上限価格と落札者の判定価格との差額の、残存契約期間に対応する金額 [ 得べかりし利益の賠償額 ]  
  - \* 残存契約期間が7年を上回る場合は、7年分を上限とします。
  - \* 落札者の責めとならない事由の場合は、c.は免責します。
  - \* a.c.の金額はいずれも解約時点の価値に換算します。
- ・ 当社事由の場合は、解約により通常生ずべき落札者の損害(得べかりし利益の喪失も含む)を賠償します。

## (9) 契約の解除

- 双方、契約規定の遵守を著しく怠った場合は、相手方に文書により契約の履行を催告することができ、催告後30日を経過しても履行しない場合は、相手方事由として契約を解除できます。この場合、原因者は「契約の解約」に準じて補償を行うものとします。

## (10) 契約供給期間満了後の扱い

- 双方、契約供給期間満了日の3年前までに期間の延長を申し出た場合、相手方は特別な事情がない限り契約延長の協議に応じるものとします。  
\* 契約供給期間満了後は、落札者は当社に販売するほかに、契約の全部または一部を当社以外に販売することも可能です。

## 8 . その他

### (1) 計量器等について

- 計量器および給電指令上必要な通信設備等は、原則として工事費負担金を申し受け、当社で施設します。

### (2) 発電設備停止中の所内電力

- 発電所停止中の所内電力は、当社または新電力等からの購入等により調達してください。

### (3) 子会社、合併会社等の扱い

- 子会社、合併会社等の場合は、出資者から「連帯保証状」を提出していただきます。

以 上